

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月24日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2011年度

課題番号：21330003

研究課題名（和文） 日本民法典の基礎としてのローマ法文に関する研究

研究課題名（英文） research for roman law text as basis of Japanese civil code

研究代表者

赤松 秀岳（AKAMATSU HIDETAKE）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：40184098

研究成果の概要（和文）：

日本民法典の多くの制度や規定は、ローマ法を基盤として19世紀までにヨーロッパにおいて形成された法に由来する。そのため、ローマ法文の理解は、日本民法典の理解に資するだけでなく、その正当な理解のために不可欠である。このようなローマ法文、ローマ法に基づく法という歴史的観点から見ると、現代日本の民法改正論議において批判されている、債権概念と債権法総則は、実には、現実に対して開かれた柔軟性を持つものである。同様に、非金銭的給付が債権の目的とする民法399条の規定は、契約は守られねばならないという規範を可能な限り強制により裏付けるものである。さらに、過失責任原則は、債務不履行における保持と侵害を区別し、人の行動の自由を保障するものであり、現代日本においてもその意義を失っていない。このように、日本民法典の理解に資するローマ法文の日本語訳は、本研究を通じて電子データベース化され、<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~tanaka/> において、公開されている。

研究成果の概要（英文）：

Many institutions and rules of Japanese civil code have become from the law in the 19. century Europe that was developed on the basis of roman law. Therefore the understanding of roman law texts is not only useful but also indispensable to correct understand the Japanese civil code. From the perspective of roman law and texts of it, the conception of obligation and general rules of obligation are not abstract and formal as criticized in the discussion for civil law reform nowadays. Even they are opened to real society and elastic. Article 399 of Japanese civil code that non pecuniary performance were also able to be content of obligation, insists with state enforcement the norm that man must keep his own promise. The principles of negligence makes distinction between “hold” and “invasion” in the law of non performance, would guarantee the liberty of behavior in the human society, has yet the significance for us. The database of Japanese translation of roman law texts that has be build by this research project and is so useful to understand the Japanese civil code, is now provided under URL: <http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~tanaka/>.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	2,300,000	690,000	2,990,000
2010年度	2,000,000	600,000	2,600,000
2011年度	2,500,000	750,000	3,250,000
年度			
年度			
総計	6,800,000	2,040,000	8,840,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：ローマ法・日本民法・日本民法典・民法改正

1. 研究開始当初の背景

(1)日本民法典は、19世紀にヨーロッパの法を継受した。当時のヨーロッパの大陸法は、ローマ法文を重要な構成部分としている。たとえば、原田慶吉『日本民法典の史的素描』（1954年）は、日本民法典の条文へのローマ法の影響を明らかにしている。また、ローマ法を基盤に今日の民法学の基礎を作ったサヴィニーの法学と思想は、明治以来日本においても受容されてきた。

(2)しかし、現代日本の民法学において、このようなローマ法文の影響が顧みられることはあまり多くはない。現在、民法（債権関係）改正作業が進行しているが、そこでは、新しいルールをアジアから世界へ発信すべきこと（「世界戦略」）は強調されるが、基盤となったローマ法文を踏まえて、新しい民法を展望することはなされない。

(3)これは、日本民法典が編纂された頃、すでにヨーロッパでは、「ローマ法を超えて」（イエーリング）というスローガンが叫ばれる時代であり、日本民法は、このような時代のヨーロッパ法に出会ったことが影響している。しかし、上記のスローガンは正しくは、「ローマ法を通じて、しかしローマ法を超えて」というものである。

(4)本研究は、とくに民法改正が論議されている現代日本において、ローマ法文の理解が日本民法の理解に資することを明らかにする。

(5)九州大学では、サヴィニー研究会およびローマ法研究会において、ローマ法文の検討と日本語訳の蓄積が存する。本研究に当たっては、これらの蓄積を最大限に活用する。

2. 研究の目的

(1)本研究の目的は、①ローマ法文の日本語訳を収集し、検討すること、②収集し検討されたローマ法文の日本語訳を日本民法の理解に役立てること、および、③上記①②の成果を踏まえて日本民法典の改正作業に向けて具体的な提言を行うことである。

(2)また、本研究を通じて収集、検討、整理されたローマ法文の日本語訳については、電子データベースの形で公開し、日本民法の研究者のみならず、民法改正の立法担当者の利用に供することも目的とする。

3. 研究の方法

(1)ローマ法研究会、サヴィニー研究会においてこれまで約25年にわたって蓄積されて

きたローマ法文の日本語訳を収集整理し、データベース化する。

(2)ヨーロッパのローマ法研究者を招聘して公開研究会を開催し、また、本研究の参加者をヨーロッパへ派遣して、ヨーロッパに置けるローマ法文の翻訳に関するドイツの状況について、調査と情報収集を行う。その成果を、本研究における、ローマ法文の日本語訳の作業に反映させる。

(3)民法改正に関わる研究者を招聘して公開研究会を開催し、現代日本民法におけるローマ法文の意義について検討する。

(4)日本民法上の具体的な制度について、ローマ法文理解からの民法改正論議に対して、具体的な提言を行う。

(5)日本においてヨーロッパ法を明治期に継受して以来、ローマ法やサヴィニーの法学を基盤としてなされてきた民法研究の成果を、国内のみならず、海外へ向けて発信し、新たな研究の展開を得る。

4. 研究成果

(1)ローマ法文の日本語訳データベースについては、下記のURLにおいて、一般の利用に提供されている。

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~tanaka/>

(2)また、本研究において、ローマ法文理解から日本民法典とその系譜を踏まえて、債権概念、非金銭的給付を目的とする債権、および、過失責任原則について、具体的に次のような提言を行う。

(3)債権概念と債権法総則は、抽象概念が批判された19世紀末から20世紀にかけてのヨーロッパと同様の方法論的文脈で日本においても批判的に言及されることが多い。しかし、19世紀前半の歴史的状況においてみると、当時のローマ法を基礎とする法学が保持していた健全な実務感覚（タクト）に裏付けされた、現実に関われ、決して硬直的なものではなかった。この点、現代日本の民法改正論議において、正當に評価する必要がある。

(4)非金銭給付を目的とする債権については、日本民法399条が金銭に見積もることができないものでも債権の目的とすることができると規定しているのは、ローマ法を通じて、かつローマ法の批判の上に形成された、19世紀中期以降の普通法学上の規範に由来する。当時のヨーロッパにおいては、この規範は、契約を守らせること、契約の実効性を国家が担保するため積極的な役割を果たすことと結

びついていた。このような民法 399 条の意義は、現代の日本においても不要とはいえないどころか、ますます重要なものとなっている。現代日本の民法理解、民法改正論議においては、以上のような歴史的な意義を文脈が十分に踏まえられていない。

(5) 民法改正論議において、過失責任主義もまた批判されているが、ドイツ法においては、債務不履行の場合、債権者が取得すべきものを保持するには、過失は不要であるが、債務不履行により債権者の権利が侵害されており、損害賠償請求が正当化されるためには過失が必要とされる。この保持と侵害の区別は、人の行動の自由の保障という点で今日なおも有用である。そして、この規範は、本来の債権は、不能の場合、債務者の有責性の有無にかかわらず消滅し、債務者が有責の場合、損害賠償請求権に転化するというローマ法に由来するものである。人の行動の自由の保障もまた、価値観や行動様式が多様化し、自己決定が重視される現代日本社会において、意義を失っていないどころか、より重要性を増している。ここでも、日本民法が、ヨーロッパにおいてローマ法文に基づき形成された普通法学を基礎としていること、それが現代においても有用性を失っていないことが正当に評価されねばならない。

(5) 上記のように、ローマ法文は日本民法典の理解に資するのであり、民法（債権関係）改正論議に対しても、新しい視点を提供する。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

①赤松秀岳、民法 399 条の「歴史的意義」、法政研究、査読有、78 卷 2 号、2011、pp. 303-346

②田中教雄、債務不履行における過失責任の原則について、法政研究、査読有、78 卷 1 号、2011、pp. 140-168

③赤松秀岳、ドイツ法典編纂における債務法総則、法政研究、査読有、77 卷 1 号、2010、pp. 283-310

④沖野眞巳、債権譲渡、保証、多数当事者の債権関係、詐害行為取消権、債権者代位権(本科研費による研究会報告の公表)、法政研究、査読無、77 卷 3 号、2010、pp. 576-620

〔学会発表〕(計 3 件)

①田中教雄、ローマ法の受容と日本民法典、ボン大学シンポジウム、2011 年 11 月 21 日、ボン大学

②赤松秀岳、日本におけるサヴィニーの受容とサヴィニー像、マックス・プランク・ヨーロッパ法史研究所シンポジウム、2011 年 10

月 24 日、フランクフルト(マイン)大学
③梁田史郎、共有物分割訴訟後の共有持分の拘束、フェルナン・デュ・ヴィシエ古代法史国際協会、2010 年 10 月 1 日、バルセロナ自治大学

〔図書〕(計 0 件)

該当なし

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

該当なし

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況(計 0 件)

該当なし

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~tanaka/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

赤松 秀岳 (AKAMATSU HIDETAKE)

九州大学・大学院法学研究院・教授

研究者番号: 40184098

(2) 研究分担者

西村 重雄 (NISHIMURA SHIGEO)

福岡工業大学・社会環境学部・教授

研究者番号: 30005821

大久保 憲章 (OKUBO KENSHO)

広島修道大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号: 70152080

瀧澤 栄治 (TAKIZAWA EIJI)

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 10183451

遠藤 歩 (ENDO AYUMU)

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号：50347259
田中 教雄 (TANAKA NORIO)
九州大学・大学院法学研究院・教授
研究者番号：00227159
石川 真人 (ISHIKAWA MASATO)
久留米大学・法学部・教授
研究者番号：80202969
上村 一則 (UEMURA KAZUNORI)
久留米大学・法学部・准教授
研究者番号：80274413
五十君 麻里子 (IGIMI MARIKO)
九州大学・大学院法学研究院・教授
研究者番号：30284384

(3) 連携研究者

梁田 史郎 (YANATA SHIRO)
久留米大学・法学部・非常勤講師
研究者番号：80507971
菅尾 暁 (SUGAO AKIRA)
九州国際大学・法学部・助教
研究者番号：20552326